

住民税(均等割)が引き上げられます

(平成26年度から平成35年度までの10年間の臨時的措置)

東日本大震災からの復興を図ることを目的とした復興基本法に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の特例措置として平成26年度から10年間にわたり県民税と町民税(合わせて「住民税」といいます。)の均等割の税率がそれぞれ500円引き上げられます。(1人年額1,000円の増税になります。)

町民の皆様には新たな負担となりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

均等割	現 行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度から平成35年度まで)
県 民 税	2,000円	2,500円
町 民 税	3,000円	3,500円
合 計	5,000円	6,000円

☎ 税務課 町税係 ☎ (42) 2113



公園の遊具が

新しくなりました

町では、東日本大震災の後、外で遊ぶことの少なくなった子どもたちを安全に遊ばせるために、復興庁が所管する「福島定住等緊急支援交付金(子ども元気復活交付金公園整備事業)」により、下記の公園の遊具を新しくしました。今後も、子どもたちのための公園づくりを進めていきます。

なお、公園の位置や放射線量については、町のホームページでお知らせしていますので、ご確認ください。
 <矢吹町ホームページ <http://www.town.yabuki.fukushima.jp>>

①大池公園 (大池228-1)



3月末現在放射線量 0.12 μsv/h

②ひまわり公園 (北町186-2)



3月末現在放射線量 0.15 μsv/h

③新町公園 (新町284)



3月末現在放射線量 0.13 μsv/h

④小池公園 (善郷内230-4)



3月末現在放射線量 0.15 μsv/h

☎ 都市建設課 ☎ (42) 2116

臨時福祉給付金 及び 子育て世帯臨時特例給付金 について

給付金の目的

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられましたが、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を給付する予定です。

給付対象者及び給付額

平成26年1月1日時点で矢吹町に住民票があり、給付対象者の要件を満たしている方には、矢吹町から、いずれかの給付金を給付いたします。ただし、生活保護を受けている方は除きます。

それぞれの給付金の給付対象者、給付額は以下のとおりです。

臨時福祉給付金

給付対象者

平成26年度分の町民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合は対象外です。

※平成26年度分の町民税の課税については、平成26年6月中旬に確定します。

給付額

給付対象者1人につき1万円

※給付対象者のうち、下記に該当する方には、5千円を加算します。

※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

※児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

給付対象者

臨時福祉給付金の対象外の方のうち、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方であり、且つ、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

給付額

児童手当の対象児童1人につき1万円

申請・給付手続

※申請・給付手続の開始時期は決まり次第、町のホームページや広報やぶき等でお知らせします。

※公務員の方は所属庁から児童手当が給付されているため、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書も所属庁から配布されますので、申請開始時期まで、大切に保管してください。

2つの給付金の厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)

電話番号: 0570(037)192

運営時間: 午前9時~午後6時(土、日、祝日は除く)

☎ <臨時福祉給付金> 保健福祉課 福祉介護係 ☎ (44) 2300

☎ <子育て世帯臨時特例給付金> 学校教育課 子育て支援室 ☎ (42) 2230